

第3次南城市総合計画策定業務仕様書

1. 業務名

第3次南城市総合計画策定業務

2. 業務の目的

本業務は、令和10（2028）年度を初年度とする本市の最上位計画「第3次南城市総合計画」（以下、「次期総合計画」という。）を策定することを目的とする。

策定にあたっては、「第2次南城市総合計画」（以下、「現総合計画」という。）の検証結果を踏まえ、社会経済情勢の変化や本市を取り巻く課題の整理、統計データの分析を行うとともに、市民及び市内内外の関係者・団体からの幅広い意見を反映した実効性の高い計画とする。また、地方創生に係る取組の一体性と実効性を高めるため、第3期南城ちゃーGANJU 創生戦略（以下、「第3期創生戦略」という。）との統合を視野に入れて策定を行うものとする。

なお、本業務は公募型プロポーザル方式による発注であるため、発注者は実施手法の細部を指定しない。提案事業者が有する専門的知見及び実績に基づく独自の実施手法、執行体制並びに創意工夫について、具体的な技術提案を求めるものである。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月30日まで

4. 計画構成及び計画期間

次期総合計画の構成及び計画期間は次のとおりとする。

（1）基本構想

本市のまちづくりの将来像を示すとともに、これを実現するためのまちづくりの原則を明らかにするものをいう。期間は、令和10（2028）年度から令和20（2038）年度までの11年間とする。

（2）基本計画

基本構想実現のために重点的に取り組む政策と方向性を示す。なお、今後は首長の任期との整合を図るため、前期7年間、後期4年間を想定している。

ア 前期基本計画：令和10（2028）年度から令和16（2034）年度までの7年間

イ 後期基本計画：令和17（2035）年度から令和20（2038）年度までの4年間

※ 本業務については、基本構想と前期基本計画を策定するものとし、後期基本計画は含まないものとする。

5. 業務内容

本業務の内容は、概ね次のとおりとする。なお、ここに示す業務内容は、次期総合計画の策定にあたり最低限必要となる事項を示したものであり、受託者は、当該業務を充実させ、かつ効果的に実施するための提案を積極的に行い、実施するものとする。

また、以下の各業務に付した実施回数、対象規模等の数値は、発注者が想定する目安であって、これを固定的に指定するものではない。事業者は、より効果的な手法があると判断する場合には、

その根拠とともに独自の提案を行うことができるものとし、提案書には各業務の実施手法、体制及び工夫点を具体的に記載すること。

(1) 現総合計画の進捗状況の確認【令和8年度想定】

現総合計画の施策毎の進捗状況等を的確に評価・分析するための評価軸の設定、所管課へのシート調査及びヒアリングの設計手法について提案すること。

評価関係資料等の確認結果を踏まえ、定量・定性両面から検証を行い、その結果を次期総合計画案の課題抽出に活用する。

なお、評価手法、調査様式及び実施プロセスの具体は、事業者の提案によるものとする

(2) 基礎資料の分析【令和8年度想定】

ア 国・県等の法制度の改正、社会経済状況の変化及び新しい時代の潮流等の整理、分析を行う。

イ 本市の分野別の個別計画（着手予定の立地適正化計画、污水处理構想、農業振興整備計画等）、国・沖縄県の中長期的な関連計画の整理、分析を行う。

ウ その他、次期総合計画の策定に必要なデータの収集、整理、分析を行う。

各分析に当たっては、単なるデータの列挙にとどまらず、次期総合計画の政策立案に直結する視点・切り口を事業者の専門的知見に基づき提案すること。

(3) 次期総合計画の構成等に関する助言、提案【令和8年度】

国・県等の法制度の改正、社会経済情勢の急激な変化や本市の状況を踏まえ、次期総合計画の構成及び検証方法等について、助言、提案等を行う。

提案に当たっては、他自治体における先進事例や国・県の政策動向を踏まえ、本市の特性に即した独自の視点を提示すること。

(4) 市民意識調査の実施及び報告書の作成【令和8年度想定】

市民が市政に対して何を求めているのかという真のニーズを的確に把握するとともに、各施策分野における満足度を可視化し、それを次期総合計画の成果指標（KPI）として効果的に活用するための市民意識調査を実施すること。単なる現状把握に留まらず、収集した定量的・定性的な市民意見を次期総合計画の基本構想や施策体系へ論理的かつ着実に反映させるための具体的な仕組みづくりについても構築することとし、多様化する市民の声が計画の進捗管理や評価・検証サイクルに適切に組み込まれる運用フローを提示すること。受託者は、これらの調査結果を詳細に分析して施策の優先課題を明確化するとともに、市民の意向を最大限に計画へ反映させるための最適な調査手法や、多角的なデータ分析・整理手法について提案を行うこと。

(5) 委員会等の運営支援【令和8年度・令和9年度想定】

ア 総合計画策定委員会（平成18年6月8日訓令第52号。以下「委員会」という。）（5回程度を想定）

委員会（市長、副市長、教育長、部長、参事で構成する組織）に参加するとともに、運営支援や、会議資料及び議事録（要旨録）の作成並びに意見の取りまとめとその結果の計画へ

の反映の検討等を行うものとする。

イ 委員会における部会（４部会、各３回程度を想定）

部会に参加するとともに、運営支援や、会議資料及び議事録（要旨録）の作成並びに意見の取りまとめとその結果の計画への反映の検討等を行うものとする。

ウ 総合計画審議会（平成１９年３月１５日規則第３号。以下「審議会」という。）（５回程度を想定）

審議会における委員候補者の提案および推進会議の資料作成に加え、会議への出席や意見の取りまとめ、議事録（要旨録）の作成を行うものとする。

※ 委員の報酬費・費用弁償費は、本委託費の中に含まない。

委員会等の運営に当たっては、限られた開催回数の中で実質的な議論を確保するための資料設計、事前論点整理、意見集約手法等、運営の効率化及び生産性向上に資する工夫を具体的に提案すること。開催回数・構成について、より効果的な代替案がある場合は提案すること。

（６）主要課題の整理【令和８年度・令和９年度想定】

（１）から（５）の実施結果を踏まえ、次期総合計画の策定に向けたまちづくりの課題について、体系的に整理し、計画案への反映を行う。

課題の体系化に当たっては、事業者独自の分析フレームワーク（例：分野横断的な課題の統合整理手法等）を提案すること。

（７）計画の策定【令和９年度想定】

（１）から（６）の実施結果に基づき計画案を策定し、事務局との打合せや審議会等での協議、調整を踏まえて補修正を行う。

次期総合計画においては、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の枠組みに準拠しつつ、第３期創生戦略を包摂し、とりまとめる。必要に応じて各所管課等に向けたシート調査及びヒアリングを実施し、フォームの提案やとりまとめ等の支援を行う。

ア 基本構想

基本構想の策定に必要な情報、データ等を整理した上で、作成する。

- ・計画の位置づけの検討
- ・現状と課題の整理
- ・将来像の検討
- ・構成の最終調整、上記を踏まえた基本構想案の作成

イ 前期基本計画

基本計画は、政策の大きな方向性を掲載し、市民等に分かりやすく、かつ、状況の変化に対応可能な計画となるよう作成する。

- ・構成、政策の方向性の検討
- ・第３期創生戦略の統合を検討
- ・各種指標設定の検討
- ・構成の最終調整、上記を踏まえた基本計画案の作成
- ・市長公約との連動を検討

各種指標の設定に当たっては、活動量（アウトプット）にとどまらない成果（アウトカム）を重視した指標体系の考え方を具体的に提案すること。第3期創生戦略との統合手法についても、両計画の一体性・実効性を高める独自の構成案を提案すること。

（8）パブリックコメントの実施支援【令和9年度想定】

基本構想及び基本計画の計画案がおおよそ確定した各段階でパブリックコメントを実施する。受託者は、必要な資料の作成、市民意見の整理、対応案の作成、及び計画案への反映を行う。

（9）総合計画書及び総合計画書「概要版」の作成【令和9年度想定】

受託者は、総合計画書及び総合計画書「概要版」の作成支援を行う。市民にわかりやすく、かつ、活用しやすい総合計画書となるよう、レイアウトの提案、図表、地図、イラスト、概念図、写真等を盛り込んで編集し、発注者の指示があった段階において、最終印刷版の原稿を作成すること。なお、作成に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。

レイアウト、デザインコンセプト及び分かりやすさ向上のための工夫（情報デザイン、色覚多様性への配慮等）について具体的に提案すること。

※概要版の原稿と併せて、PowerPoint等で計画内容の全体を1枚にまとめた付帯資料も作成すること。

（10）計画書及び計画書「概要版」の印刷製本【令和9年度想定】

確定した「第3次南城市総合計画」及び「概要版」の印刷製本を行う。成果品の仕様に基づき印刷を行うとともに、ホームページ公開用のPDFデータ等を作成する。

（11）その他

ア 市議会等説明用の資料作成

イ その他策定に当たり必要な業務

6 打合せ・協議

受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の趣旨を熟知し、発注者と打合書を綿密に行うこととする。また、打合せ事項については、協議書又は打合せ記録簿を作成し、進捗状況を随時報告するものとする。

なお、進捗管理及び品質管理の体制・手法（進捗の可視化方法、リスク発生時の対応方針等）については、事業者の提案によるものとする。

7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、電子データも併せて提出することとし、提出に当たってはPDFデータのほか、発注者において編集や活用が可能なファイル形式とし、CD-R等の媒体に格納して提出すること。

なお、本業務における成果品の著作権、版權等の一切の権利は発注者に帰属するものとする。

また、成果品の納品場所は、南城市役所企画部企画調整課とする。

【令和8年度】

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 市民意識調査の分析結果報告書 1部
- (3) その他業務内容で示した資料、記録、報告書等一式

【令和9年度】

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 計画書A4判、フルカラー、両面印刷、無線綴じ、130頁程度 300部
- (3) 計画書「概要版」A4判、フルカラー、両面印刷、8頁程度 1部
- (4) その他業務内容で示した資料、記録、報告書等一式

8 留意事項

次期総合計画の策定に当たり、受託者となる事業者は、提案書において特に次の各点について具体的に記載すること。

- ① 市民意識調査における参加促進と分析深度確保の工夫
- ② 委員会・部会等運営の効率化及び生産性向上策
- ③ 次期総合計画と第3期創生戦略との統合手法
- ④ 活動量（アウトプット）にとどまらない成果指標（アウトカム）の設計の考え方
- ⑤ 進捗管理・品質管理体制及びリスク対応方針
- ⑥ 統計データ・社会経済動向分析における独自の視点・分析枠組み